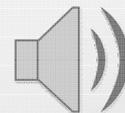


令和6年度制度改正について (人員・設備・運営基準)

目次

- 1 障害児、障害者共通事項
- 2 障害児関係
- 3 障害者関係



本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

12

【対象】 相談系を除く全サービス

- サービス管理責任者等は
 - サービス提供に関する本人の意向を把握する
 - 本人の意向を踏まえた支援の提供体制を確保する



個別支援計画の共有

【対象】 相談系・短期入所・障害児入所施設を除く全サービス

- 個別支援計画を利用者等に加え、指定特定(障害児)相談支援事業所にも交付しなければならない



感染症発生時に備えた平時からの対応

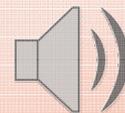
【対象】 障害者支援施設・グループホーム・福祉型障害児入所施設

○ 第二種協定指定医療機関(※)と新興感染症発生時の対応の取り決め
を努力義務化

ただし、第二種協定指定医療機関が協力医療機関である場合は、新興感染症発生時の対応協議は義務

※ 広島県における第二種協定指定医療機関は、「改正感染症法における医療措置協定」(広島県HP)を確認してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/268/iryosochikyotei.html>



① 感染症発生時に備えた平時からの対応

<運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム、（福祉型）障害児入所施設）について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関（*）と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

<報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①～③の要件を満たしている場合に評価。**（Ⅰ）**
 - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
 - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
 - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から 3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。 **（Ⅱ）**

（*）協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症に係る協定を締結することとしている。

【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月
障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位/月

② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。
- ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

【新設】

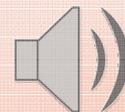
新興感染症等施設療養加算 240単位

管理者の兼務要件の見直し・テレワークの取扱い

【管理者の兼務要件の見直し】

次に記載の条件が満たされる場合、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者又は従業者と兼務できる。

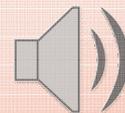
- ① 利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握できる場合
- ② 職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、その責務を果たせる場合
- ③ 事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合



【テレワークの取扱い】

次の措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内で可能

- ① 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること
- ② 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。
 - 利用者の処遇に支障が生じないか、慎重に判断すること。
 - 詳細は、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」(令和6年3月29日こども家庭庁障害児支援課長・厚生労働省障害福祉課長通知)を参照



令和6年度制度改正事項について

番号	項目(その他)	対象サービス	内容	努力義務/ 経過措置	義務化/ 適用開始
1	支援の質の確保 (地域との連携) ※	・共同生活援助 ・施設入所支援	①1年に1回以上地域連携推進会議を開催 ②1年に1回以上会議構成員が事業所を見学する機会を設ける ③会議の記録を作成し、公表	R6.4.1～ R7.3.31	R7.4.1～
2	基礎的研修開始に伴う 対応	・就労移行支援 ・就労定着支援	令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員の基礎的研修受講を必須化	R6.4.1～ R10.3.31	R10.4.1～
3	就労選択支援サービスの 開始	就労選択支援	令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用前に原則として就労選択支援を利用する	—	R7.10.1～ 

※「地域連携推進会議の手引きについて」(令和6年4月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知)を参照してください。

(参考)令和3～5年度制度改正事項について

番号	項目	対象サービス	内容	努力義務/ 経過措置	義務化開始
1	感染症対策の強化	全サービス	①委員会の開催 ②指針の整備 ③研修の実施 ④訓練(シミュレーション)の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
2	感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	①業務継続に向けた計画等の策定※1 ②研修の実施 ③訓練(シミュレーション)の実施	R3.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～
3	安全計画 ※2	・障害児通所支援 ・障害児入所支援	次の事項を記載した計画を策定① 設備の安全点検の実施 ②安全に関する指導 ③研修及び訓練 ④その他安全に関する事項	R5.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～

※1 感染症及び非常災害の業務継続計画は一体的に策定することが可能。厚生労働省のホームページに業務継続計画の参考素材があります。

厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

※2 「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(令和5年7月4日こども家庭庁支援局障害児支援課通知)を参照してください。



総合的な支援の推進

【対象】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援

- 5領域を含む総合的な支援を提供
「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」
- 個別支援計画の支援内容に5領域との関連性を明記
→ 令和6年7月改定の児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインを参照
- 5領域との関連性を明確にした支援プログラムを策定し、公表しなければならない。
→ 策定・公表していない場合、基本報酬の15%を減算（令和7年4月1日から適用）



①総合的な支援の推進（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援）

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。
（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設・見直し】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。（第26条第4項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、（中略）心身の健康等に関する領域との関連性（中略）を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第4項・見直し）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

ポイント

- 本基準は、児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることを踏まえ、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保や、指定児童発達支援の質の評価・その改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、5領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたもの
- 個別支援計画の指定児童発達支援の具体的な内容等の記載において、5領域との関連性を明記することを求める。
※ 個別支援計画の参考様式について、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援改革の取扱いの変更について」（令和6年3月15日こども家庭庁障害児支援課事務連絡）を参照。なお、令和6年4月までに利用を開始した児については、次回の個別支援計画の見直しのタイミングで計画の見直しの対応を行うことを可能とする
- 個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関してのアセスメントや支援の実施における視点などについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）



②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

- 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の2・新設）

※1年の経過措置期間を設ける（令和7年3月31日までは努力義務）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

単位数（新旧）

【現行】
なし



【改定後】

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

ポイント

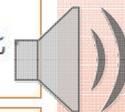
要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの
- 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの
- 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業者の意見も聞いて作成すること
※支援プログラムの参考様式について、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化減算の施行は令和7年度からとなるが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい

【参照法令等】

運営基準：第26条、第27条（児発）、第71条（放デイ）、第71条の14（居宅訪問型児発）

報酬告示：第1の注3（4）7の4（児発）、第3の1の注4の（4）（放デイ）、第4の1の注3の（3）

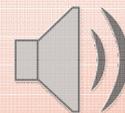


こどもの最善の利益の保障

【対象】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・
保育所等訪問支援・障害児入所施設

- 個別支援計画作成にあたっての個別支援会議において、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制を確保した上で実施する必要がある。
 - 障害児の年齢や発達の程度に応じて障害児本人や保護者に意見聴くことが必要
(例) ・ 会議の場に障害児と保護者を参加させること
・ 会議開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うこと

- 最善の利益が優先考慮されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮すること
 - 別の考慮要素と比較し、障害児の意見と異なる結論が導かれることもある。



① 支援における子どもの最善の利益の保障 (児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

- 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、子どもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。（第26条第2項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。（第27条第2項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（同上第5項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。（第28条第2項・新設）

※第71条、第71条の14、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業、指定保育所等訪問事業についても準用

ポイント

- 本基準は、障害児支援における子どもの最善の利益を保障するため、指定児童発達支援事業者に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、①個別支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮すること、②業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求めるもの
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである
- 個別支援計画の作成にあたっての個別支援会議における、「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制」の確保として、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる（その際言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要）
- 児童発達支援管理責任者は、従業員に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められる。これらを適切に行うため、専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい
- 今回の改定にあわせて、支援における子どもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮に関して、考え方や取組の留意点などを示した手引きをお示しする予定（令和6年度早期に発出予定）

安全計画

【対象】児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等
訪問支援・障害児入所施設

- 令和6年4月1日から義務化
- 次の事項について記載した安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること→様式参照
 - 1 事業所等の設備の安全点検の実施に関すること
 - 2 従業者、障害児等に対する事業所等内外での活動、取組等における安全に関する指導
 - 3 安全確保に係る取組等の実効性を担保する従業者への研修や訓練の計画
 - 4 その他事業所等における安全に関する事項



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- ・ 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
<職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等>
- ・ **地域生活支援拠点等**において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
<地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
- ・ **強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化**や、「**中核的人材**」の配置や「**集中的支援**」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
<基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等>
- ・ 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
<障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】10単位/月 等>
- ・ 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
<虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等>
- ・ 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
<栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長>
- ・ 物価高騰を踏まえた施設における補正給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
<基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円>
- ・ 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
<管理者の兼務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等>

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

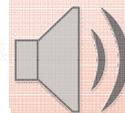
- ・ 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、**重度障害児への対応**を評価
<特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加>
- ・ 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
<入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上>
- ・ 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
<居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等>

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- ・ **生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入**
<生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- ・ 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
<人員配置体制加算（Ⅰ）利用定員20人以下 321単位/日、喀痰吸引等実施加算【新設】30単位/日 等>
- ・ 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
<緊急短期入所受入加算（Ⅰ）180単位 ⇒ 270単位 等>
- ・ 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受け入れを促進
<医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等>

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- ・ **施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認**。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
<意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日等>
- ・ 施設における**10人規模の利用定員の設定**
<基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- ・ **施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設**
<地域移行支援体制加算【新設】>
- ・ グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
<自立生活援助加算（Ⅰ）【新設】1000単位/月 等>
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
<グループホームの基本報酬の見直し>
- ・ グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
<運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化>



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス

(自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練))

- ・ 社会生活の自立度評価指標(SIM)の活用と報酬上の評価
〈個別計画訓練支援加算(Ⅰ)【新設】47単位/日 等〉
- ・ ピアサポートの専門性の評価
〈ピアサポート実施加算【新設】100単位/月〉

6 就労系サービス

(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型
・就労定着支援・就労選択支援)

- ・ 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
〈利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上〉
- ・ 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
〈就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し〉
- ・ 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
〈就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等〉
- ・ 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
〈就労定着支援の基本報酬の見直し〉
- ・ 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
〈就労選択支援サービス費【新設】1210単位/日〉

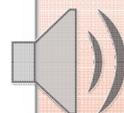
7 相談系サービス(計画相談支援・障害児相談支援)

- ・ 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
〈計画相談支援の基本報酬の見直し〉
- ・ 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
〈主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
⇒ 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ) 300単位/月・100単位/月〉
- ・ 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
〈医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等〉

8 障害児支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援
・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設)

- ・ 児童発達支援センター等における中核機能を評価
〈中核機能強化加算【新設】22単位~155単位/日
中核機能強化事業所加算【新設】75単位~187単位/日〉
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
〈総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等〉
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
〈児発・放デイの基本報酬の見直し 〉
- ・ 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
〈入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等〉
- ・ 家族支援の評価を充実
〈事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回(ワライ60単位)、延長支援加算の見直し 等〉
- ・ インクルージョン推進の取組への評価を充実(保育所等訪問支援の充実 等)
〈訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日〉
- ・ 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
〈小規模グループケア加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日
ワライ型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等〉



障害者支援施設からの地域移行に向けた取組の全体像（イメージ）

本人も家族も安心できる地域生活

本人の希望に応じた施設から地域生活への移行



基幹相談支援センター・（市町村）障害者相談支援事業

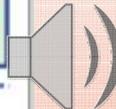
報酬の見直し等	緊急時対応加算	計画相談支援	
兼中支援加算	緊急時対応加算	自立生活援助	地域移行支援 宿泊体験・体験利用加算
	緊急時対応加算	地域定着支援	



短期入所	拠点登録の加算	緊急時対応加算
自立訓練・就労支援系・生活介護 等	体験利用支援加算	緊急時対応加算
居宅介護・重度訪問支援・同行介護・行動介護 等		緊急時対応加算

* 図内の枠色について
 既存の障害福祉報酬での取組
 R6 障害福祉サービス等報酬改定
 * 障害福祉サービス等報酬の一部抜粋

↑ 連携 ↓
 行政機関（障害福祉・高齢・保健等）・医療等の関係機関 （自立支援）協議会等の協議の場



障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には**、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するもの**とし、**当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。
- ※ 障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス **相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討**



※ 相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

